

狛江市個人情報保護審議会付議案件シート
【プレミアム付商品券推進室】

諮 問 事 項	プレミアム付商品券事業事務業務委託に伴う目的外利用，外部提供，目的外利用・外部提供に係る通知の要否及び電子計算機処理による記録項目の設定について	
根 拠 規 定	条例第8条第2項第6号 本人外収集	条例第12条第2項第4号 目的外利用
	条例第13条第2項第4号 外部提供	条例第14条第2項 電子計算機処理による記録項目の設定，追加又は変更
	条例第15条第2項第2号 電子計算機処理による結合	条例第44条第2項各号に掲げる事項
	その他 ()	
主 管 課	市民生活部プレミアム付商品券推進室	
事 務 の 名 称	プレミアム付商品券事業	
事 務 の 概 要	<p>平成31年10月1日からの消費税率引上げに当たり，低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに，地域における消費を喚起・下支えすることを目的として，低所得者・子育て世帯に対し，一定期間に限り使用できる商品券を発行・販売するプレミアム付商品券事業が盛り込まれた平成31年度予算案が閣議決定されたことから，市においては，全庁的な協力体制の下に本事業を実施する。</p> <p>なお，本事業は，当該商品券の発行・販売を市区町村が行い，その実施に必要な経費（事業費及び事務費）を国が全額補助することとなっている。</p>	
実 施 時 期	平成31年6月から平成32年3月末まで（申請開始は平成31年7月）	
件 数	対象者数：約15,000人	

目的外利用する保有個人情報の項目					
基 本 的 事 項		心 身 の 状 況	家 族 状 況 等	社 会 生 活	
識別番号	氏名	健康状態	家族状況	職業	職歴
本籍	国籍	病歴	親族関係	学歴	学業
生年月日	年齢	身体の特徴	婚姻	資格	賞罰
性別	住所			成績	評価
電話番号				財産	収入
電子メールアドレス				納税状況	趣味
口座情報				公的扶助	
その他の記録項目		続柄，対象判定情報（課税情報・生活保護受給情報）			
目的外利用をする	1	住民基本台帳に関する事務			
個人情報取扱事務	2	課税台帳に関する事務			

狛江市個人情報保護審議会付議案件シート
【プレミアム付商品券推進室】

(提供元の事務)の名称	3	生活保護受給者台帳に関する事務
目的外利用をする個人情報取扱事務(提供元の事務)を行う組織の名称	1 2 3	市民生活部市民課 市民生活部課税課 福祉保健部福祉相談課
目的外利用の理由, 方法等		(理由, 方法等) 住民基本台帳, 課税台帳及び生活保護受給者台帳を用いて, 今後構築するプレミアム付商品券システムにおいて, 受給要件を満たす支給対象者を抽出し, 選定する。
通知	無	(理由) 1 第12条第5項の規定の趣旨は, 目的外利用される保有個人情報の本人に対し, 自己情報コントロール権の保障及び当該権利行使の機会の作出をすることにある。 2 しかし, 本件においては, 対象者の抽出に当たって(仮称)プレミアム付商品券システムを用い, 市職員が立会いの下, 行うため目的外利用による保有個人情報の漏えいのリスクは非常に低いといえる。 また, 本件事業は, 対象者の抽出及び選定が当然の前提であり, 欠くことのできないものであること, 本件目的外利用は, 保有個人情報の本人の権利に関するものであるが, 本人の権利を制限する性質のものではなく本人の利益に資するものであること, 本事業の実施は, 閣議決定において決定されたものであることから, 本件目的外利用の必要性が高いといえる。 3 そのため, 保有個人情報を目的外利用することにつき本人が自己情報コントロール権を行使しないことが一般通常人の立場から明らかであるといえる。 よって, 本件については, 同条同項ただし書を適用し, 目的外利用にかかる通知は, 不要といたしたい。

外部提供する保有個人情報の項目					
基本的事項		心身の状況	家族状況等	社会生活	
識別番号	氏名	健康状態	家族状況	職業	職歴
本籍	国籍	病歴	親族関係	学歴	学業
生年月日	年齢	身体の特徴	婚姻	資格	賞罰
性別	住所			成績	評価
電話番号				財産	収入
電子メールアドレス				納税状況	趣味
口座情報				公的扶助	
その他の記録項目		続柄, 対象判定情報(課税情報・生活保護受給情報) 封入・封緘業務については, 氏名及び住所のみ			
外部提供先の概要		外部提供先については, 現時点では未定となっているが, 以下の業者を委託契約締結先(外部提供先)として想定している。 1 窓口業務の委託については, 市において平成27年度及び平成28年度の臨時給付金事務委託実績があり, さらにはプライバシーマーク, ISMS等の個人情報保護に関する資格を有しているヒューマンタッチ			

狛江市個人情報保護審議会付議案件シート
【プレミアム付商品券推進室】

	<p>株式会社との随意契約を想定している。</p> <p>2 システム構築及び対象者の抽出については、平成27年度及び平成28年度の臨時福祉給付金業務で使用した臨時給付金システムを構築した実績があり、狛江市で基幹系システムの委託を請け負っている株式会社内田洋行との随意契約を想定している。</p> <p>3 封入・封緘業務については、競争入札により業者を決定する。</p>	
<p>外部提供の形態</p>	<p>紙媒体 電磁的記録媒体 その他の媒体 (具体的な形態)</p>	
<p>外部提供の理由， 方法等</p>	<p>(理由，方法等)</p> <p>1 窓口業務の委託に関する保有個人情報の外部提供について 市民生活部プレミアム付商品券推進室は、臨時設置の室であるため、職員は全て他部署との兼務であることから、人員の面から全ての業務を職員のみで行うことは現実的に難しい状況である。そのため、親切かつ丁寧な給付の実現を図るため、平成27年度及び平成28年度に実施した臨時福祉給付金事業と同様に、専門的な手法を有する民間オペレータに給付に関する窓口業務を委託する予定である。当該業務委託に伴い、(仮称)プレミアム付商品券システムを当該窓口業務で使用するため、受託業者にプレミアム付商品券事業の対象者の保有個人情報を外部提供する。</p> <p>2 (仮称)プレミアム付商品券システムの支給対象者の抽出及び選定に関する保有個人情報の外部提供について プレミアム付商品券事業の対象者の抽出及び選定作業については、専門的な知識を要することから、当該システムを構築した受託業者がサポートをする予定であるため、当該受託業者に対し、支給対象者の保有個人情報の外部提供をする予定である。対象者については、内閣府から示されている実施要領案に沿い、受給要件を満たす対象者を選定する。</p> <p>3 封入・封緘の委託に関する保有個人情報の外部提供について 本事業の対象者は、現時点で約15,000人程度を想定しており、全ての方への発送業務を職員のみで行うことは困難であることから、封入・封緘業務を外部委託する予定である。当該委託事業に伴い、対象者の保有個人情報(氏名・住所)が書かれた申請書を外部提供する。</p>	
<p>外部提供先での個人情報の管理の方法</p>	<p>ID及びパスワードを設定し、庁内ネットワークから独立させる。また、(仮称)プレミアム付商品券システムの構築業者については、狛江市職員が立会いの下、対象者の選定作業を行うものであるから、更に外部への保有個人情報の漏えいを防止することができる。</p> <p>また、封入・封緘業務委託に当たっては、申請書を施錠できる場所で保管することとする。</p>	
<p>外部提供する条件</p>	<p>個人情報の保護については、狛江市個人情報保護条例の遵守を徹底させ、委託契約の中で厳密な取扱いを求めるとともに、個人情報の取扱いに関する特記仕様書を取り交わすこと。</p>	
<p>通知</p>	<p>有</p>	<p>事前 事後 (方法)</p>

狛江市個人情報保護審議会付議案件シート
【プレミアム付商品券推進室】

	無	<p>(理由)</p> <p>1 第13条第5項の規定の趣旨は、外部提供される保有個人情報に本人に対し、自己情報コントロール権の保障及び当該権利行使の機会の作出することにある。</p> <p>2 本件においては、プレミアム付商品券推進室の職員及び窓口業務を行う受託業者のみが使用できるようにID及びパスワードを設定し、庁内ネットワークから独立させること、窓口業務を行う受託業者は、市職員が業務を行うプレミアム付商品券推進室内において、窓口業務を行うこととし、市職員の目の届く範囲内で業務を行うことで外部提供した保有個人情報を持ち出すことができないような体制を構築すること、封入・封緘業務委託に当たっては施錠できる場所で申請書等を保管することにより、外部提供による保有個人情報の漏えいリスクは十分に低減されていると云える。</p> <p>また、プレミアム付商品券の対象者の抽出及び選定に当たっては、専門的な知識を要することから臨時給付金システムを構築した受託業者がサポートをする必要があること、一定の期間で多数の方から申請及びお問合せがあることが予想されることから、親切かつ丁寧な給付の実現を図るため、専門的な手法を有する民間オペレータに給付に関する窓口業務を委託する必要があること、膨大な量の封入・封緘業務の実施は、兼務職員及び嘱託職員で構成される主管部署において困難であることから、本件の必要性は高いものである。</p> <p>3 以上の理由により、保有個人情報を外部提供することにつき本人が自己情報コントロール権を行使しないことが一般通常人の立場から明らかであるといえることから、本件については、同条同項ただし書を適用し、外部提供にかかる通知は不要といたしたい。</p>
--	---	---

記録項目に設定する保有個人情報の項目					
基 本 的 事 項		心 身 の 状 況	家 族 状 況 等	社 会 生 活	
識別番号	氏名	健康状態	家族状況	職業	職歴
本籍	国籍	病歴	親族関係	学歴	学業
生年月日	年齢	身体の特徴	婚姻	資格	賞罰
性別	住所			成績	評価
電話番号				財産	収入
電子メールアドレス				納税状況	趣味
口座情報				公的扶助	
その他の記録項目		続柄, 対象判定情報(課税情報・生活保護受給情報)			
電子計算機処理による記録項目の設定, 追加又は変更		【記録項目の設定, 追加又は変更をする電子計算機処理の概要】 上記のとおり,(仮称)プレミアム付商品券システムで対象者の個人情報を保有することになるため,電子計算機処理による記録項目の設定を行う。			

狛江市個人情報保護審議会付議案件シート
【プレミアム付商品券推進室】

そ の 他 資 料	別紙 狛江市プレミアム付商品券推進事業の流れ
備 考	

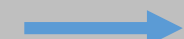
狛江市プレミアム付商品券推進事業の流れ

庁内作業

①支給対象者選定

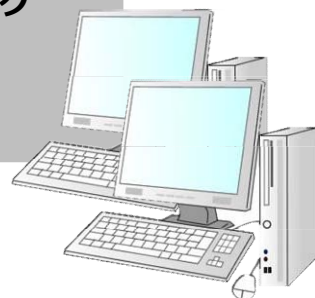
- ・住民基本台帳
- ・課税台帳
- ・生活保護受給者台帳

業務委託事業者
に外部提供



情報取り込み
おおむね月1回

プレミアム付商品券システム
クローズドネットワーク



低所得者

業務委託事
業者による
封入・封緘

②対象者にプレミアム付商品券申請書発送



購入希望者は申請書を提出

③申請受付, システム入力

狛江市

業務委託

業務委託事業者

- ・窓口・電話対応
- ・プレミアム付商品券システムへの申請者情報入力

子育て世帯

業務委託事
業者による
封入・封緘

②対象者全員に引換券を発送

④審査 (対象者に引換券を送付)

業務委託事
業者による
封入・封緘

⑤プレミアム付商品券販売所にて商品券を購入

⑥市内店舗にて商品を購入

狛江市個人情報保護審議会付議案件シート
【学校教育課】

諮 問 事 項 報 告 事 項	学齢簿システムへの機能追加に伴う電子計算機処理による記録項目の追加について		
根 拠 規 定	条例第8条第2項第6号 本人外収集	条例第12条第2項第4号 目的外利用	
	条例第13条第2項第4号 外部提供	条例第14条第2項 電子計算機処理による記録項目の設定，追加又は変更	
	条例第15条第2項第2号 電子計算機処理による結合	条例第44条第2項各号に掲げる事項	
	その他 ()		
主 管 課	教育部学校教育課		
事 務 の 名 称	学校徴収金事務（学齢簿に関する事務）		
事 務 の 概 要	<p>学校徴収金においては，現在学校ごとに管理を行いその徴収に教員が当たっている。教員の働き方改革の一環として，学齢簿システムに学校徴収金管理機能を追加する。学校徴収金機能の追加により，給食費や教材費など学校徴収金の出納等の管理を教職員ではなく，学校事務職員により行うことで，教職員の本来の業務に傾注できるようになる。</p> <p>学校徴収金管理機能を学齢簿システムに追加するに当たって，給食費等の口座振替事務については狛江市指定金融機関であるみずほ銀行に口座振替に必要なデータの作成を委託する。</p> <p>口座振替事務に必要な最低限な情報の収集の際には，申請書類に記載された情報（児童・生徒情報（氏名，学校，学年，クラス，住所，電話番号），振替口座情報（金融機関名，名義人氏名，預金種別，口座番号））及び振替情報（振替金額，振替日）を当市指定金融機関に外部提供することの同意を取得することから，本件については，外部提供を例外的に行うことができるため，外部提供については，諮問は不要と考える。</p> <p>以上のことから，本件については，学齢簿システムに既に登録されている記録項目以外（電話番号，口座情報，給食喫食等，その他学校徴収金に関する状況，納付状況，学校学年クラス（児童・生徒本人確認のため），口座振替情報）を記録項目として追加することのみ諮問したい。</p>		
実 施 時 期	平成31年10月から		
件 数	約5,300件		
記録項目に追加する保有個人情報の項目			
基 本 的 事 項	心身の状況	家族状況等	社 会 生 活

狛江市個人情報保護審議会付議案件シート
【学校教育課】

識別番号 本籍 生年月日 性別 電話番号 電子メールアドレス 口座情報	氏名 国籍 年齢 住所	健康状態 病歴 身体の特徴	家族状況 親族関係 婚姻	職業 学歴 資格 成績 財産 納税状況 公的扶助	職歴 学業 賞罰 評価 収入 趣味
その他の記録項目		給食喫食等，その他学校徴収金に関する状況，納付状況，学校学年クラス（児童・生徒本人確認のため），口座振替情報			
電子計算機処理による記録項目の設定，追加又は変更		【記録項目の追加をする電子計算機処理の概要】 上記事務の概要の記載のとおり，現在の学齢簿システムに学校徴収金管理機能を追加するに当たり，記録項目の追加をする必要がある。			
その他資料					
備考					

狛江市個人情報保護審議会付議案件シート
【福祉相談課】

諮 問 事 項 報 告	都内自治体及び警視庁に対する保有個人情報の提供について			
根 拠 規 定	条例第8条第2項第6号 本人外収集	条例第12条第2項第4号 目的外利用		
	条例第13条第2項第4号 外部提供	条例第14条第2項 電子計算機処理による記 録項目の設定，追加又は 変更		
	条例第15条第2項第2号 電子計算機処理による結 合	条例第44条第2項各号に 掲げる事項		
	その他 (条例第13条第4項)			
主 管 課	福祉保健部福祉相談課			
事 案 の 概 要	<p>平成31年3月26日(火)午後4時45分に市内の関係機関より，施設入所者が行方不明となっている旨の通報を受理した。(行方不明時刻は午後1時56分頃)</p> <p>その後，すぐに覚東交番に捜索願を提出し，午後6時30分の時点で所在不明の状況であった。</p> <p>行方不明から4時間半が経過していたこと，当該案件が市民の生命の安全を守るため，緊急かつやむを得ないと認められる場合に該当するため，条例第13条第2項の規定により，都内各自治体，警視庁の行方不明者等担当所管が閲覧をできる行方不明者捜索情報提供サイトに行方不明者の情報提供を行った。</p>			
実 施 日	平成31年3月26日			
件 数	1件			
<p>収集する個人情報の項目</p> <p>{ 目的外利用する 外部提供した 記録項目に設定する 記録項目に追加する 記録項目に変更する }</p> <p style="margin-left: 200px;">} 保有個人情報の項目</p>				
基 本 的 事 項	心 身 の 状 況	家 族 状 況 等	社 会 生 活	
識別番号 氏名 本籍 国籍 生年月日 年齢 性別 住所 電話番号 電子メールアドレス 口座情報	健康状態 病歴 身体の特徴	家族状況 親族関係 婚姻	職業 学歴 資格 成績 財産 納税状況 公的扶助	職歴 学業 賞罰 評価 収入 趣味
そ の 他 の 記 録 項 目	失踪当時の服装			
外 部 提 供 先 の 概 要	警視庁調布警察署			

狛江市個人情報保護審議会付議案件シート
【福祉相談課】

外部提供の形態	紙媒体 電磁的記録媒体 その他の媒体 (具体的な形態) 行方不明者捜索情報提供サイト
外部提供の理由, 方法等	(理由, 方法等) 行方不明となった者について, 発生後4時間半余りが経過していたこと, 夜間帯となっていたこと等から, 個人情報保護条例第13条第2項第3号に規定する市民の生命, 身体又は財産の安全を守るため, 緊急かつやむを得ないと認められるときに該当すると判断し, 早急に情報提供を行った。
通 知	有 事前 事後 (方法) 当人は3月26日午後7時07分に空き家となっている自宅から出て歩いている所を市担当CWにより発見された。住民票のある住所は空き家となっており, かつ当人は重度の認知症であるため, 条例の趣旨に鑑み, キーパーソンである市内在住の長男に対し, 平成31年3月29日に送付を行った。
備 考	<p>狛江市個人情報保護条例(平成13年条例第1号) (提供の制限)</p> <p>第13条 実施機関は, 保有個人情報を当該実施機関以外のものに提供(以下「外部提供」という。)をしてはならない。</p> <p>2 実施機関は, 前項の規定にかかわらず, 次の各号のいずれかに該当する場合は, 外部提供をすることができる。</p> <p>(1) 本人の同意があるとき, 又は本人に提供するとき。</p> <p>(2) 法令等に定めがあるとき。</p> <p><u>(3) 市民の生命, 身体又は財産の安全を守るため, 緊急かつやむを得ないと認められるとき。</u></p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか, 実施機関が審議会の意見を聴いて職務執行上必要があると認めたととき。</p> <p>3 (略)</p> <p><u>4 実施機関は, 第2項第3号の規定により外部提供をしたときは, その旨を本人に通知し, かつ, 審議会に報告しなければならない。</u></p> <p>5~7 (略)</p> <p>狛江市個人情報保護条例施行規則(平成13年規則第14号) (外部提供の手続)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 条例第13条第4項及び第5項の規定による通知は, 保有個人情報外部提供通知書(様式第9号)により行うものとする。ただし, やむを得ない理由があるときは, 口頭, 告示又は広報紙により行うことができる。</u></p> <p>(以下省略)</p>

狛江市個人情報保護審議会付議案件シート
【健康推進課】

諮 問 事 項 報 告 事 項	がん検診事業委託に伴う保有個人情報の外部提供及び外部提供に係る通知の要否について			
根 拠 規 定	条例第 8 条第 2 項第 6 号 本人外収集	条例第12条第 2 項第 4 号 目的外利用		
	条例第13条第 2 項第 4 号 外部提供	条例第14条第 2 項 電子計算機処理による記 録項目の設定, 追加又は変更		
	条例第15条第 2 項第 2 号 電子計算機処理による結合	条例第44条第 2 項各号に 掲げる事項		
	その他 ()			
主 管 課	福祉保健部健康推進課			
事 務 の 名 称	がん検診事業			
事 務 の 概 要	昨年度より, 乳がん検診及び子宮がん検診の一部を公益財団法人東京都予防医学協会で実施し, 予約の受付, 申込者の問い合わせ対応, 受診票の発送等, 対象者と直接対応を行うために, 申込者の個人情報と照合する必要がある。このため保有個人情報の外部提供を行っている。今年度より, 上記 2 つの検診に加えて, 胃がん, 肺がん及び大腸がん検診についても東京都予防医学協会における受診受付等を開始する。併せて, 検診受診後の受診結果情報データを健康かるてに取り込む。			
実 施 時 期	平成31年度から			
件 数	狛江市在住の以下に該当する者それぞれ約 56,000 人 (1) 胃がん検診 35 歳以上の者 (2) 肺がん検診 35 歳以上の者 (3) 大腸がん検診 35 歳以上の者			
収集する個人情報の項目 目的外利用する 外部提供する 記録項目に設定する 保有個人情報の項目 記録項目に追加する 記録項目に変更する				
基 本 的 事 項	心 身 の 状 況	家 族 状 況 等	社 会 生 活	
識別番号 氏名 本籍 国籍 生年月日 年齢 性別 住所 電話番号 電子メールアドレス 口座情報	健康状態 病歴 身体の特徴	家族状況 親族関係 婚姻	職業 職歴 学歴 学業 資格 賞罰 成績 評価 財産 収入 納税状況 趣味 公的扶助	
その他の記録項目	・ 識別番号については, 「健康かるて」使用の整理番号。 ・ 氏名については, カナ及び漢字。 ・ 受診履歴			
外部提供先の概要	公益財団法人東京都予防医学協会			

狛江市個人情報保護審議会付議案件シート
【健康推進課】

外部提供の形態	紙媒体 電磁的記録媒体 その他の媒体 (具体的な形態)
外部提供の理由，方法等	(理由，方法等) 狛江市で行うがん検診を見直すことに伴い，WEB を用いた検診予約，受診票や案内の発送，結果発送，東京都への精度管理事業報告等がん検診業務を全般的に管理するために，実績が豊富な業者に対し委託する必要がある。 委託業者については，他市における実績も豊富にあり，検診制度においては，検査研究センターを完備し検査部門を充実させているため，非常に高い水準を期待できる事業者を選択する 提供方法については，電磁的記録媒体にて，パスワード等アクセス制限を掛けた上で，狛江市福祉保健部健康推進課事務室内において外部提供先職員へ直接受け渡し，複数職員随行の下，施錠器具により外部提供先に輸送する。 情報利用期間経過後は，受診結果情報の報告と同時に，受渡時と同様の方法により，当市が回収するものである。
外部提供先での個人情報の管理の方法	インターネット環境から隔絶されたネットワーク環境において，利用者資格を限定したセキュリティ体制下での利用を確保する。
外部提供する条件	個人情報の保護については，狛江市個人情報保護条例の遵守を徹底させ，委託契約の中で厳密な取扱いを求めるとともに，個人情報の取扱いに関する特記仕様書を取り交わすこと。
通知	無 (理由) 1 第 13 条第 5 項の規定の趣旨は，外部提供される保有個人情報の本人に対し，自己情報コントロール権の保障及び当該権利行使の機会の作出をすることにある。 2 しかし，本件については，業務委託契約に付随して個人情報保護に関する特約条項を締結する。また，インターネット環境から隔絶されたネットワーク環境において，利用者資格を限定したセキュリティ体制下での利用を確保した運用を行うことから，外部提供による保有個人情報の漏えいのリスクは非常に低いといえる。 さらに，本事業は，がん検診における精度管理向上を図るために，本件目的外利用の必要性が高いといえる。 3 そのため，保有個人情報を外部提供することにつき本人が自己情報コントロール権を行使しないことが一般通常人の立場から明らかであるといえる。 よって，本件については，同条同項ただし書を適用し，目的外利用にかかる通知は，不要といたしたい。
その他資料	
備考	